

日本果物商業協同組合連合会発行くだもの商品券(額面500円)払戻し実施のお知らせ

日本果物商業協同組合連合会発行のくだもの商品券(額面500円)の利用につきましては、平成26年3月31日(月曜日)をもって終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻し手続きを実施いたしますので、当該商品券の未使用券をお持ちのお客様は、下記期間内に払戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

なお、この期間内にお申し出のない場合は、本払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。

記

1. 前払式支払手段の種類

日本果物商業協同組合連合会発行のくだもの商品券
額面価格 500円
使用できる期間又は期限 なし

2. 払戻し申出期間

平成26年4月1日～平成26年6月30日(当日消印有効)
(月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。但し、祝日及び水曜日が市場休市日の場合は除きます。)

3. 申出方法

- (1) 日本果物商業協同組合連合会事務所へ、未使用商品券を直接ご持参下さい。
- (2) 日本果物商業協同組合連合会宛に、未使用商品券と共に振込先、金融機関名、口座番号、口座名義人(カタカナ)、連絡先電話番号、住所、申込人名を書いた紙を同封して簡易書留で郵送して下さい。

4. 払戻方法

- (1) 日本果物商業協同組合連合会事務所へ商品券を直接ご持参いただいた場合は、額面金額を現金にて払戻しいたします。
- (2) 日本果物商業協同組合連合会宛に郵送していただいた場合は1ヶ月以内にご指定の口座に、額面金額にご負担いただいた郵送料を加えてお振り込みいたします。

5. お問い合わせ先、申出及び払戻場所

日本果物商業協同組合連合会 事務所
〒143-0001 東京都大田区東海3-2-6
電話 03-5492-2620 Fax 03-5492-2626

払戻し対象のくだもの商品券



この部分の発行元が「日本果物商業協同組合連合会」と記載してある商品券のみ

引換店印

くだもの商品券のご利用について

AB 398000

1. このくだもの商品券は、全加盟店で、くだものまたはその加工品とお引きかえいたします。
加盟店名は「加盟店一覧表」をごらんください。
2. くだもの商品券は、期限なくいつでもご利用になれます。
3. くだもの商品券で現金とのお引きかえはいたしません。
4. くだもの商品券の盗難、紛失または滅失に対し、当連合会はその責任を負いかねます。
5. 発券店印のないもの、引換店名押印済みのものは無効です。

発券店印

※ 本券は電算機処理をいたしますので、券番号は折り目けたり汚したりせぬようお願いいたします。

131 0102 0398000 8

このくだもの商品券は、左記「くだもの好きな青い鳥」のマークのある加盟店でご利用になれます。